

## 国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令の一部を改正する省令の概要について

### 1 改正の趣旨

国勢調査の調査区の設定の基準等に関する省令（昭和59年総理府令第24号。以下「省令」という。）は、調査の重複・脱漏を防ぎ調査の円滑な遂行を図ることを主な目的として、調査区の設定の基準、調査区の修正の事由等に関する事項について規定しているものである。

このうち、省令第1条は調査区の設定の基準について定めている。

今回、漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律（令和5年法律第34号）の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）の題名が改正されることから、省令第1条第4項第2号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改正する。

### 3 施行期日

漁港漁場整備法及び水産業協同組合法の一部を改正する法律の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。